ASEAN+3 緊急米備蓄 (APTERR) について

ASEAN Plus Three Emergency Rice Reserve (APTERR)

1. 目 的

- <u>東アジア地域(ASEAN10 か国※、日本、中国及び韓国</u>)における食料安全保障の強化と貧困 の撲滅を目的とし、大規模災害等の緊急時に備えるもの。
 - ※ インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー及びラオスの10か国。

2. 枠組み

- APTERR は、現物備蓄(又は現金備蓄)と申告備蓄から構成され、APTERR 協定の加盟国は、 一定量の申告(イヤマーク)を行う。
 - ・現物備蓄

緊急時の初期対応として放出(迅速な対応として現金備蓄による放出も活用)。備蓄期間経過後の残量は貧困緩和に活用。

・申告備蓄

加盟国が保有する在庫のうち、緊急時に放出可能として申告された数量を放出。

3. 経 緯

○ 2002 年 10 月 ASEAN+3 農林大臣会合

「東アジア緊急米備蓄(EAERR)パイロット・プロジェクト」の開始を承認

- 2004年3月 ~ 2010年2月 パイロット・プロジェクトの実施
- 2012 年 7 月 APTERR 協定発効
- 2016年8月 国際機関として法人格を取得

4. 組 織

○ 事務局:タイ(バンコク)に設置

○ 事務局長: Dr. Choomjet Karnjanakesorn タイ (2022年5月就任)

○ 理事会:年1回開催

〇 作業部会: 年1~2 回開催

5. 我が国の貢献

○ <u>①我が国政府米を活用した現物備蓄事業、②我が国の拠出金を活用した現金備蓄事業を通</u>じて、災害対策(台風、洪水等)や貧困緩和対策を実施。

【現在までの実績】

- ① 現物備蓄事業〔我が国政府米等を活用〕 計7,751 トン(協定発効以降5,692 トン)
- ② 現金備蓄事業〔現地にてコメ調達〕 計2,067 トン(協定発効以降 1,540 トン)
- アプター協定発効後の支援は以下のとおり。

対象国	実施年月(備蓄放出要因)
フィリピン	2013年10月(台風)、2015年3月(台風)、2016年5月(台風)、
	2018年1月(避難民)、2019年9月(台風)、2020年10月(火山噴火)、
	2021年10月(新型コロナ)、2022年3月(台風)、2023年7月(火山噴火)、
	2023 年 11 月 (持ち帰り支援)
ラオス	2013年10月(干ばつ)、2014年1月(洪水)、2018年3月(洪水)、
	2022 年 12 月 (洪水・地滑り)
カンボジア	2016年8月(干ばつ)、2016年10月(貧困対策)、2021年3月(洪水・干ばつ)、
	2021 年 4 月 (新型コロナウイルス感染拡大) 、2023 年 5 月 (洪水・地滑り)
	2023年10月(洪水)
ミャンマー	2018年2月(地滑り・避難民)、2018年8月(洪水)、2020年3月(避難民)、
	2020 年 11 月(新型コロナウイルス感染拡大)、2023 年 1 月(貧困対策等)
	2023 年 7 月 (サイクロン)

- ※ 実施年月は備蓄米の被災者への引渡年月。
- ※ 上記の他、下記の事業が進行中(2023年12月05日現在)。
 - ・フィリピン:現物備蓄(精米300トン・加工米飯2トン(配備手続き中))
 - ・ラオス:現物備蓄(精米320トン・加工米飯2トン(配備手続き中))
- 2018 年、我が国とフィリピンの間で、申告備蓄(Tier1)事業の実施に係る協力覚書に署名 (1 万トン)。2021 年 10 月、同覚書の期間を 2024 年まで延長。